保医発 0928 第 5 号 平成 30 年 9 月 28 日

地方厚生(支)局医療課長 都道府県民生主管部(局) 国民健康保険主管課(部)長 都道府県後期高齢者医療主管部(局) 後期高齢者医療主管課(部)長

厚生労働省保険局医療課長 (公印省略)

厚生労働省保険局歯科医療管理官 (公印省略)

検査料の点数の取扱いについて

標記について、「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」(平成30年3月5日付け保医発0305第1号)を下記のとおり改正し、平成30年10月1日から適用するので、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底をお願いいたします。

記

別添1第2章第3部第1節第1款D014に次のように加える。

- (28) 抗デスモグレイン 1 抗体、抗デスモグレイン 3 抗体及び抗B P 180 N C 16 a 抗体 同時測定
 - ア 抗デスモグレイン1 抗体、抗デスモグレイン3 抗体及び抗BP180-NC16 a 抗体同時測定は、区分番号「D014」自己抗体検査の「注1」に規定する本区分の9から15まで、18及び30に掲げる検査を「3項目以上行った場合」の所定点数に準じて算定する。
 - イ 本検査は、天疱瘡又は水疱性類天疱瘡が疑われる患者であって、間接蛍光抗体法

- (IF法)により、鑑別診断を目的として測定した場合に算定できる。なお、天疱瘡についての鑑別診断目的の対象患者は、厚生労働省 難治性疾患政策研究事業研究班による「天疱瘡診断基準」により、天疱瘡が強く疑われる患者とする。
- ウ 天疱瘡又は水疱性類天疱瘡の鑑別診断の目的で、本検査と区分番号「D014」自己抗体検査「29」の抗デスモグレイン3抗体若しくは抗BP180-NC16a抗体又は「36」の抗デスモグレイン1抗体を併せて測定した場合は、主たるもののみ算定する。

◎「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」(平成30年3月5日付け保医発0305第1号)

改 正 後	現 行
別添1	別添1
医科診療報酬点数表に関する事項	医科診療報酬点数表に関する事項
第2章 特掲診療料	第2章 特揭診療料
第3部 検査	第3部 検査
第1節 検体検査料	第1節 検体検査料
第1款 検体検査実施料	第1款 検体検査実施料
D014 自己抗体検査	D 0 1 4 自己抗体検査
(1)~(27) (略)	$(1)\sim(27)$ (略)
(28) 抗デスモグレイン1抗体、抗デスモグレイン3抗体及び抗	(新設)
B P 180-N C 16 a 抗体同時測定	
ア 抗デスモグレイン1抗体、抗デスモグレイン3抗体及び	
抗BP180-NC16a抗体同時測定は、区分番号「D014」	
自己抗体検査の「注1」に規定する本区分の9から15まで、	
18 及び 30 に掲げる検査を「3 項目以上行った場合」の所定	
点数に準じて算定する。	
イ 本検査は、天疱瘡又は水疱性類天疱瘡が疑われる患者で	
あって、間接蛍光抗体法 (IF法) により、鑑別診断を目	
的として測定した場合に算定できる。なお、天疱瘡につい	
ての鑑別診断目的の対象患者は、厚生労働省 難治性疾患	
政策研究事業研究班による「天疱瘡診断基準」により、天	
<u> 疱瘡が強く疑われる患者とする。</u>	
ウ 天疱瘡又は水疱性類天疱瘡の鑑別診断の目的で、本検査	
と区分番号「D014」自己抗体検査「29」の抗デスモグ	

 レイン3抗体若しくは抗BP180-NC16a抗体又は「36」

 の抗デスモグレイン1抗体を併せて測定した場合は、主た

 るもののみ算定する。